



## 西興部村猟区管理規程

(猟区の設定者)

第1条 この猟区は、特定非営利活動法人西興部村猟区管理協会が設定する。

(猟区の名称)

第2条 この猟区の名称は、西興部村猟区（以下「猟区」という。）とする。

(区域)

第3条 猟区の区域は、北海道紋別郡西興部村の全域とする。ただし、次の地番を除く。

- ・字上興部91
- ・字札滑137, 266, 267, 268, 282, 283, 285, 286, 295
- ・字西興部166
- ・字忍路子68-1, 69, 70, 72-1, 73-1, 74-1, 74-2, 76-1, 77
- ・字六興170
- ・字中興部86-1, 86-2, 86-11, 86-12, 86-20, 86-21, 141, 144, 145, 155, 165, 177, 178, 179, 189, 192, 193, 194, 203, 207, 210, 211, 212, 213, 231, 233, 235, 243, 262, 263, 264, 265, 266, 267, 268, 271, 273-1, 273-3, 274-1, 274-3, 277-1, 278-1, 278-3, 279, 280
- ・字中藻396, 400-1, 400-3, 400-7, 401
- ・字上藻337, 338, 339, 342-1, 350, 351-1, 354-1, 355, 360, 361, 362-1, 373-1, 373-3, 375-1, 377-1, 378, 379-1, 382, 383, 384, 385-1, 385-5, 385-6, 387-3, 388-1, 389-3, 390-1, 391-1, 392, 393, 394

(存続期間)

第4条 猟区の存続期間は、平成26年9月15日から平成36年9月14日とする。

(猟区管理者)

第5条 猟区管理者は、大澤 安廣とする。

(猟区設定者の事務所の位置)

第6条 猟区の事務所は、北海道紋別郡西興部村字西興部485番地に置く。

(猟区設定の目的)

第7条 猟区は、地域資源であるニホンジカ（以下「エゾシカ」という。）等野生動物の有効活用を通じて環境保全と西興部村の発展に寄与することを目的とする。

(入猟申込みの手續)

第8条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下、「新法」という。）第55条第1項の規定による登録を受けた者で、猟区に入猟しようとする者（以下、「狩猟者」という。）は、入猟希望の日の60日前から7日前までの間（以下、「申込み期間」という。）に、北海道知事発行の狩猟者登録証の写しを添えて、書面で猟区管理者へ入猟の申込みをしなければならない。ただし、狩猟者登録証が未交付の場合、狩猟者登録申請書の写し又は狩猟免状の写し及びハンター保険の写しで代替できる。

2 入猟の承認を受けた者が延長して入猟する場合は、入猟承認証の提示によって申し込むことができる。

(入猟承認の基準)

第9条 狩猟者の入猟日は、毎年9月15日から翌年2月末までの期間とする。ただしエゾシカについては、北海道における西興部村のエゾシカ可猟期間とする。

2 猟区管理のために必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、入猟制限する場合がある。

3 入猟させる狩猟者の数は、入猟日1日につき10人以内とし、狩猟者の数が入猟日1日につき入猟させる数を超える場合は、抽選により、これを制限する。

4 最近の3登録年度の間において第13条、第15条及び第16条の規定に違反した者については、入猟承認を行わないものとする。

(入猟承認の通知方法)

第10条 入猟を承認されたもの（以下「入猟者」という。）に対するその旨の通知は、別記様式第1号の入猟承認通知書を交付して行うものとする。

(入猟承認料及びその納付の方法)

第11条 入猟承認料は、入猟者1人2日間に付き30,000円とする。ただし、エゾシカ以外の鳥獣を捕獲する目的の入猟承認料は入猟者1人1日につき5,000円とする。

2 入猟承認証に記載される入猟日に引き続き、延長して入猟する場合の入猟承認料は入猟者1人1日につき10,000円とする。ただし、エゾシカ以外の鳥獣を捕獲する目的の入猟の場合

合はその限りではない。

3 入猟者は、入猟の日の7日前までに、現金又は為替をもって猟区管理者に入猟承認料を納入しなければならない。ただし、延長して入猟する場合はその限りではない。

4 入猟承認料の払戻しは行わない。ただし、猟区管理者が入猟承認を取り消した場合はその限りではない。

(入猟承認証に関する事項)

第12条 猟区管理者は、入猟者に対し、その入猟の際に別記様式第2号による入猟承認証及び別記様式第7号による腕章を交付するものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 入猟承認料が未納であるとき。
- (2) 入猟者の狩猟者登録証の写しの提出がないとき。
- (3) 入猟承認通知書の名義が当該入猟者でないとき。

2 猟区管理者は、必要があると認めるときは、入猟者の随伴者について、別記様式第8号による腕章を交付する。

3 入猟者は、入猟承認証又は腕章を紛失したとき(その随伴者が交付を受けた腕章を紛失したときを含む。)は、直ちに猟区管理者に届け出てその再交付を受けなければならない。この場合において、当該入猟者は紛失した腕章1個につき実費分を納めなければならない。

(入猟者の守るべき条件)

第13条 入猟者の守るべき条件は、次のとおりとする。

- (1) 入猟者は、入猟承認証及び狩猟者登録証を携帯し、猟区管理者又は関係者の請求があったときは、これを提示すること。
- (2) 入猟者は、入猟中腕章を着用すること。
- (3) 入猟者は、猟区管理者が当該入猟者の随伴者に腕章を交付した場合は、当該随伴者に腕章を着用させること。
- (4) 入猟者は、入猟承認証及び腕章を他人に譲渡又は貸与しないこと。
- (5) 入猟者は、第14条の規定により設けられた狩猟禁止区域の区域内において狩猟しないこと。
- (6) 入猟者は、ガイドの案内により狩猟すること。またガイドの指示に必ず従うこと。

(7) 入猟者は、猟区の区域内においてたき火をしないこと。

(8) 入猟者は、猟区の区域内において農作物又は樹木等を損傷しないこと。

(9) 入猟者は、退猟の際に、猟区管理者に対して、捕獲した鳥獣の種類別員数を報告するとともに、入猟承認証及び腕章を猟区管理者に返納すること。

(10) 入猟者は、猟区内で猟犬を狩猟に使う場合は、猟区管理者の承諾を得ること。

(狩猟を禁止する区域の指定に関する事項)

第14条 猟区管理者は、猟区管理上必要がある場合は、猟区の区域内に狩猟禁止区域を設けることができる。

(捕獲鳥獣の種類及び数の制限に関する事項)

第15条 入猟者は、別表に掲げる鳥獣の種類ごとの羽数又は頭数を超えて鳥獣を捕獲してはならない。ただし、猟区管理者は入猟者からエゾシカの追加捕獲の申し出があった場合に限り、別表に掲げる1日当たりの捕獲数の範囲内において捕獲を許可することができる。この場合は1頭につき10,000円の追加捕獲料金を徴収する。

(猟法又は猟具の制限に関する事項)

第16条 入猟者は、猟区の区域内において、第1号に掲げる猟法を用い、又は第2号に掲げる猟具を使用する場合は猟区管理者の許可を得なければならない。

- (1) 猟法 笛又はテープレコーダを使用する方法
- (2) 猟具 網、罟

(猟区内における鳥獣による損失の補償に関する事項)

第17条 猟区設定者は、猟区の設定により猟区の区域内の農林業の損失を受けた者に対し、その設定により通常生ずべき損失を調査の上補償する。

(入猟証明書)

第18条 猟区管理者は、入猟者から入猟承認証の返納を受けたときは、鳥獣の捕獲数を確認し、入猟者に対し別記様式第3号の入猟証明書を交付するものとする。

(法第9条第1項の許可を受けた者の取扱い)

第19条 法第9条第1項の規定による許可を受けた者で、猟区の区域内において鳥獣を捕獲しようとする者は、その目的、日時、捕獲しようとする鳥獣の種類及び数量を記載した書面に鳥獣捕獲許可証又は従事者証の写しを添え、猟区管理者に申し込まなければならない。

2 猟区管理者は、前項の申し込みがあった場合において、猟区の維持管理上支障があるときその他必要があるときは、当該申し込みに係る鳥獣の捕獲を承認しないことができる。

3 第1項の申し込みをして、これを承認された者は、猟区の区域内においては、猟区管理者が交付する別記様式第9号の腕章を着け、その定める条件に従わなければならない。

(猟区内における猟犬の協議会等の届け出)

第20条 猟区の区域内において次の各号の一に該当する行為を行おうとする者は、書面で猟区管理者に届け出るものとする。ただし猟区管理者が管理上に支障があると判断した場合は、承認しないことができる。

- (1) 猟犬の猟野協議会
- (2) 猟犬の猟技鑑賞会
- (3) 猟犬の訓練
- (4) 前各号に掲げる行為に類似する行為

(猟区の職員)

第21条 猟区管理者は、猟区に猟区主任、巡視員及び事務員を置く。

2 猟区主任は、別記様式第4号による猟区主任証を携帯するとともに、別記様式第10号による腕章を着けるものとする。

3 巡視員は、別記様式第5号による巡視員証を携帯するとともに、別記様式第12号による腕章を着けるものとする。

(ガイド)

第22条 猟区管理者は、入猟者にガイドを付するものとする。

2 ガイドは、別記様式第6号による案内人証を携帯するとともに、別記様式第11号による腕章を着けるものとする。

3 ガイド料は、ガイド1人1日につき20,000円とする。ガイド1名が案内できる入猟者の数は3人以内とする。ただし、猟区管理者が開催する講習会等についてはこの限りではない。

4 ガイドは獲物の確実な回収を目的として、入猟者が半矢にした個体に限り、入猟者の同意を得て、これに向かって発砲することができる。なお、ガイドの発砲により捕獲した捕獲物については、第15条の規定に基づく入猟者の捕獲に含める。

(退猟の命令等)

第23条 猟区管理者及び猟区主任は、入猟者が法の規定に違反する行為をしたときは、当該入猟者に退猟を命ずるとともに、直ちに猟区の区域を管轄する都道府県知事及び警察署長に届け出なければならない。

2 巡視員及びガイドは、入猟者が前項に規定する違反行為をしたときは、直ちに猟区管理者又は猟区主任にその旨を報告しなければならない。

(違反者の処分)

第24条 入猟者がこの規程に違反した場合は、次の区分に従い違反金を徴収するとともに、違反行為によって捕獲した鳥獣を提出させるものとする。

- (1) 第13条第1号から第7号の規定に違反したとき50,000円
- (2) 第15条の規定に違反したとき、この規定に違反して捕獲したエゾシカ1頭につき50,000円、その他鳥類10,000円。

(賠償金)

第25条 入猟者は、前条の違反金のほか、この規程に違反することによって猟区設定者に与えた損害(猟区設定者が補償責任を負うことによって被った損害を含む。)について賠償金を支払わなければならない。

附則

この規程は、北海道知事の認可の日から施行する。

第15条 別表(捕獲等の数の制限)

狩猟鳥獣の種類	入猟1回(2日間)当たりの捕獲数の上限	延長入猟1日当たりの捕獲数の上限
ニホンジカ (エゾシカ)	2頭。ただし、1日当たりの捕獲数の上限は、メス2頭又はオスメス各1頭	オス1頭又はメス1頭
ヒグマ	ヒグマの捕獲は猟区管理者が認めた場合に限る。	ヒグマの捕獲は猟区管理者が認めた場合に限る。
その他の狩猟鳥獣	環境大臣の定める猟区以外の北海道の区域の捕獲数の2日分	環境大臣の定める猟区以外の北海道の区域の捕獲数